

審 第 5 4 3 号

答 申 第 4 9 8 号

平成 3 0 年 6 月 5 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 0 日付け精保セ第 2 5 8 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 8 8 号

平成 2 7 年 8 月 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 7 月 2 9 日付け精保セ第 2 1 1 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が行った平成27年7月29日付け精保セ第211号による行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした「千葉県精神医療審査会委員名簿」中、表題、作成現在日及び任期期間の各年月日並びに「合議体」欄、「区分」欄及び「その他」欄に記載されている情報は、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年6月25日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県に精神医療審査会が設置されてから現在に至るまでの当該審査会の委員全員の氏名、肩書、任期等がわかる情報一切。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、千葉県精神医療審査会の平成21年度から現在に至るまでの委員名簿（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服とし、平成27年8月3日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、更に情報を特定し、請求した文書を全部開示する、との決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

千葉県においては、他の不服審査会の委員名簿は公開しているにもかかわらず、精神医療審査会の委員名簿を全部不開示にする特別の理由がない。

また、本件不開示情報は、条例第8条第6号のイからホ又はその他のいずれに該当するかを明示せず、その他の場合であれば具体的にどう該当するのかを明示しないことも違法である。

そして、本件不開示情報は、条例第8条第6号に該当しない。

#### 3 意見書の要旨

##### (1) 他の審議会との比較

ア 収用委員会では、所有権などの土地の権利等を基にして、強制収用の必要があるのか及び土地買収の金額は適当かといった千葉県住民の人権問題に関わることを高度かつ専門的な見地から審査するもので、計画の策定や各施策の基本的方向を検討するような審議会とは性格が異なる。収用委員会の決定によって土地が公権力によって強制的に収用されるのに対して、精神医療審査会の決定によって被強制収容者は、人身の拘束や精神変容薬の強制投与及び電気ショック療法の強制実施といった、非人道的な措置を受けることが正当化されてしまう。この点、精神医療審査会と収用委員会とは人権問題について共通した性質を持っている。

しかし、異議申立人が千葉県収用委員会に架電したところ、担当者から、千葉県収用委員会の委員の氏名は、千葉県のホームページによってインターネット上には公表していないものの、情報公開請求に対しては開示する運用をしているとの回答を得た。収用委員会の委員の氏名でさえ、情報公開に対して開示になっても、実施機関の危惧する事態は現に惹起されていないのである。

イ 千葉県内で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の規定による措置診察が実施される際に措置

権者となる人物は、実施機関と千葉市長との2者のみである。そして、千葉市は、千葉市のホームページ上で千葉市精神医療審査会の委員氏名、所属、委員区分及び精神医療審査会内での役職等を公表している。

しかし、千葉市は、実施機関の表明するおそれが現実のものとなっていない。措置診察の精神障害者又は精神障害と疑われた対象者が、千葉県内にいたところ実施機関の権限で強制入院させられた場合には、精神医療審査会の委員の情報を知り得ないのに対し、偶然に千葉市内にいたところ千葉市長の権限で強制入院させられた場合には精神医療審査会の委員の情報を知り得るとは、公平性の観念にも著しく反する。

ウ 精神医療審査会は、行政不服審査会の1つである。千葉県精神医療審査会の委員は、千葉県の地方公務員である。そして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条の規定により、千葉県精神医療審査会の委員名簿は公表しなければならない。確かに、同改正法は平成28年4月1日に施行予定であり、まだ施行していない。しかし、同年3月31日までは上記名簿を公表すると審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、同年4月1日になることを以て突然に上記名簿を公表しても審査会の適正な運営に支障を及ぼすおそれが解消される、とは認められない。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第6号に該当しない。

## (2) 理由説明書における不開示決定の理由

ア 実施機関からの理由説明書の5の記載は、徹頭徹尾、精神障害者に対する差別偏見に依拠している。

強制入院させられて千葉県精神医療審査会に行政不服審査請求した精神障害者にも、自らの処遇に関して正当に担当者等に問い合わせたり改善を要望したり人権侵害の実態を伝えたりする権利がある。それらの権利行使を主体が精神障害者であるというだけで直ちに不当ないし違法なものであると判断することは、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）及び障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成18年条例第52号）等に明確に違反している。

イ 実施機関は、理由説明書において、「委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれから、本県では平成21年度以降委員名簿の公開は行っていない。」と記載している。

しかし、実際には、千葉県精神医療審査会委員名簿を掲載していた本件開示文書にあたる書籍「精神保健福祉センターたより」が廃刊したことで千葉県立図書館に納入されなくなっただけである。千葉県立図書館が所蔵しなくなったことと、いわゆる精神障害者が不当ないし違法な行動を惹き起こすこととの間に因果関係は見出せない。

ウ 非常に多くの自治体でも、精神医療審査会の委員名簿は公表している。また、栃木県において、本件と同様の理由で不開示と処分された案件では、平成23年度に、栃木県情報公開審査会第56号答申により、精神医療審査会委員名簿及び辞令の写しの部分開示決定が取り消されて全部開示になっている。

エ 千葉県精神医療審査会の複数の委員が自らホームページ等でインターネット上に自身が審査会委員を務めていることを公表している。それでもなお、実施機関の表明するおそれは現実のものとなっていない。

したがって、本件不開示情報は、条例第8条第6号に該当しない。

### (3) 理由説明の不備

実施機関は、本件不開示情報が条例第8条第6号のイからホのいずれに該当するかを決定通知書においても理由説明書においても記載しなかった。加えて、実施機関は、不開示部分が具体的にイからホのいずれに該当するかを記載しなかったことが違法であるという異議申立人の主張には法的根拠がないと弁明しているが、明らかに条例第12条第3項に違反している。実施機関が理由もなく情報を不開示にしたということであるから、不開示処分は無効である。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 対象文書の特定及び決定について

実施機関は、本件請求に対し、千葉県精神医療審査会の設置された昭和63年度から現在に至るまでの委員名簿を対象文書として特定し、本件決定を行った。

なお、実施機関は、本件請求に対して、本件決定とは別に、次の決定を行っている。

平成27年7月29日付け精保セ第210号により開示決定。

「千葉県精神医療審査会の設置から平成20年度までの委員名簿」

## 2 対象文書の内容について

本件対象文書には、平成21年度から現在に至るまでの千葉県精神医療審査会の委員の氏名、所属、役職、任期及び委員区分が記載されている。

## 3 千葉県精神医療審査会の事務について

千葉県精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の者等からの退院等の請求に関する審査（以下「退院等請求審査」という。）を行っている。

個人の病状等を基にして、入院の必要があるか、入院中の処遇が適切かという患者の人権問題に係ることを、高度かつ専門的な見地から審査するもので、計画の策定や各施策の基本的方向を検討するような審議会とは性格が異なっている。

## 4 不開示決定の理由（条例第8条第6号該当性）について

千葉県精神医療審査会の委員は、特別職の地方公務員であり、氏名は公開することが原則であるため、平成20年度までは委員名簿を公開していたが、平成21年度以降は同号該当を理由に公開していない。

退院等請求審査は、退院等の請求を行った精神科病院入院患者等（以下「請求人」という。）の意図及び希望と異なる望まない結果がでることが少なくなく、この結果に請求者が強い不満や疑念を抱き、当該審査を行った委員に対し記載内容の真偽や詳細を確認するため、委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、委員個人及び委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、委員の日常業務や私生活に影響を来し、委員を継続することが出来なくなるおそれがある。

委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれから、本県では平成21年度以降委員名簿の公開は行っていない。

以上のとおり、千葉県精神医療審査会の適正な運営に支障を及ぼす可能性があることから、同号のその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

#### 5 異議申立ての理由について

(1) 異議申立人は、「他の審査会の委員名簿は公開しているにもかかわらず、精神医療審査会の委員名簿を全部不開示にする特別の理由がない」と主張する。

しかし、上記4で説明するとおり、条例第8条第6号（事務事業情報）に該当するものであり、不開示は妥当である。

(2) 異議申立人は、「本件不開示情報は、条例第8条第6号のイからホ又はその他のいずれに該当するか明示せず、その他の場合であれば具体的にどう該当するのかを明示しないことも違法である。」と主張する。

本件不開示決定通知書の「開示しない理由」欄の記載内容について、具体的な説明が不十分であるとして違法と主張するが、法的根拠がなく違法性はないと考える。

(3) 異議申立人は、「本件は条例第8条第6号に該当しない」と主張するが、上記4で説明するとおり、条例第8条第6号（事務事業情報）に該当するものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

#### 1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書の全部を不開示としていることから、当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、本件対象文書に記載されている委員が交代するごとに名簿が1枚ずつ作成されており、本件請求があった時には、全部で11枚が同じ様式で作成されていることが認められた。

そして、本件対象文書は、上から順に、表題、作成現在日及び任期期間の各年月日が記され、その直下には、「合議体」、「所属：職名」、「氏名」、「区分」及び「その他」の各欄から構成された表となっており、各欄には、次の情報が記載されている。

・「合議体」欄 合議体の各名称

- ・「所属：職名」欄 委員の所属及び役職情報
- ・「氏名」欄 委員の氏名
- ・「区分」欄 委員の専門情報
- ・「その他」欄 審査会に関する情報

実施機関は、本件対象文書を条例第8条第6号に該当するとして全部の情報を不開示としているので、不開示情報ごとに、実施機関の本件決定の妥当性について、以下検討する。

## 2 条例第8条第6号該当性について

### (1) 「所属：職名」欄及び「氏名」欄

ア 実施機関は、退院等請求審査は、請求者の意図及び希望と異なる望まない結果がでることが少なくなく、この結果に請求者が強い不満や疑念を抱き、当該審査を行った委員に対し記載内容の真偽や詳細を確認するため、委員の所属機関に直接出向いたり、電話等で説明を求めたり、抗議したりする等のほか、委員個人及び委員の所属機関等への誹謗、中傷や不当な圧力が加えられるリスクを否定できず、委員の日常業務や私生活に影響を来し、委員を継続することが出来なくなるおそれがある。その上、委員の任免に影響するばかりでなく、不当な圧力によって本来の客観的立場での審査が揺らぎかねない事態を招くおそれがあると説明する。

イ この点について、当審査会が確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 精神医療審査会は、法第12条の規定により、都道府県に設置が義務付けられている機関である。その委員は、法第13条の規定により、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、知事が任命し、法第14条の規定により、その指名する委員5人をもって構成する合議体で、審査の案件を取り扱うことが定められている。

精神医療審査会では、法第38条の3第2項の規定による定期の報告等に関する審査及び法第38条の5第2項の規定による退院等請求審査を行っている。退院等請求審査においては、法第38条の5第3項の規定により、請求



者及び入院先医療機関の関係者の意見を聴かなければならないとされており、同条第2項の規定により、その審査結果を知事に通知することとなっている。

(イ) 千葉県精神医療審査会は、4合議体にて運営しており、各合議体は、医療学識経験者である委員（以下「医療委員」という。）2人以上、精神保健福祉学識経験者である委員（以下「有識者委員」という。）1人以上及び法律学識経験者である委員（以下「法律家委員」という。）1人以上の各々の委員のうちから知事の指名する委員5人で構成されている。

退院等請求に対しては、原則として、医療委員が請求者に実際に面接調査を実施し、定例の会議で医療委員等の報告等により審査を行っている。定例の会議は、各合議体で毎月1回、4合議体で年間約50回開催しており、退院等請求審査は年間数約70件である。実施機関の説明によると、面接の際には、面接者に対して委員の氏名等を明らかにしていないとのことであった。

ウ 本件対象文書のうち、「所属：職名」欄及び「氏名」欄に記載されている情報を公にすると、合議体別に委員の所属等や氏名が明らかとなり、また、前述のとおり、退院等請求審査の件数は年間約70件と、必ずしも多いとまではいえない上、面接を行う委員は、原則として医療委員であり、面接の際に氏名等を明らかにしてはいなくても、本件対象文書と照らし合わせれば、自らの退院等請求審査に関わった委員を具体的に特定できる可能性がある。

また、退院等請求審査は、合議により行われるが、精神障害者の医療及び保護のために、本人の意思にかかわらず、入院の継続等が適当であるかどうかの判断が行われ、本人の望まない結果がでることも少なくない。

そうすると、上記情報を公にすれば、実施機関が危惧する委員に向けられるリスクを否定できないばかりか、委員の日常業務等に影響を及ぼし、今後の千葉県精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、本件対象文書のうち、「所属：職名」欄及び「氏名」欄に記載されている情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示が妥当である。

(2) 上記（1）以外の記載部分

当審査会が確認したところ、次のとおりであった。

ア 精神医療審査会委員の任期は、法第13条第2項の規定により、2年とされている。また、精神医療審査会には、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第2条の規定により、会長を置き、委員の互選によってこれを定めることとなっている。

イ 千葉県が開設するホームページには、千葉県精神医療審査会の委員構成として医療委員（精神保健指定医）、法律家委員（弁護士・検事・判事）及び有識者委員（看護師・精神保健福祉士）の各々の委員から、委員5名（医療委員2名以上・法律家委員1名以上・有識者委員1名以上）から成る合議体を構成し、4体制の合議体が置かれているという情報が掲載されていることが認められる。そうすると、本件対象文書のうち、表題、作成現在日及び任期期間の各年月日並びに「合議体」欄、「区分」欄及び「その他」欄に記載されている情報を公にしたとしても、今後の千葉県精神医療審査会に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

以上のことから、上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当せず、開示すべきである。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

よって、実施機関は、本件対象文書のうち、表題、作成現在日及び任期期間の各年月日並びに「合議体」欄、「区分」欄及び「その他」欄に記載されている情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 9月11日	諮問書の受理
平成27年10月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年11月16日	異議申立人から意見書の受理
平成29年 6月28日	審議
平成29年 7月26日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)